

# 一般財団法人情報法制研究所設立について

一般財団法人情報法制研究所 理事長

鈴木 正 朝

SUZUKI Masatomo

情報法制研究所は、2016（平成28）年3月に評議会において役員を選任し、その後の理事会において理事長を互選し、5月の設立記念シンポジウムのお披露目を経て、6月23日に設立登記を終えて一般財団法人として正式に設立した。

そもそも情報法制研究所設立に至るきっかけは、マイナンバー制度の創設に至る中で憲法、行政法、社会保障法、税法、情報法、財政学、行政学、人口論、経済学、情報理工など多様な研究者による広い議論に接し、あらためて学際研究の重要性を痛感したこと、個人情報の定義や匿名化の議論において数理系研究者の知見を要したこと、また、越境データ問題に直面し、EU法をはじめとする各国立法例の調査の手薄さを再認識したこと、それから新たなビジネス創出に向けて法的な基盤整備を要する中で、産官学の間はもとより、消費者や政治とのコミュニケーションが円滑になされていないという反省があったことなどがあるが、何より個人情報保護委員会の新設という新たな行政庁の登場によって国の情報のガバナンスのあり方が変わっていくであろうし、また時代背景に応じて変えていかねばならないということであった。官の2、3年の短い人事異動のサイクルは、組織における専門性の蓄積という点において難があることは否めず、やはり中長期的に継続して情報に関する政策やそれを支える研究を行っていく機関を創設すべきであるとの思いが募ったということである。

当団体の名称を「情報法制」としたのは、情報法の法解釈学的な研究に止まらず、広く経済学、経営学、社会学、情報学、理学、工学といった多分野の研究者が集い、あるべき情報法制を求めて、立法政策を含む社会の諸制度について実践的な取り組みを行うという意味を込めたつもりである。

また「研究所」としたのは、研究者による学術

的見地を基礎に、企業及び消費者団体の関係者等と共に情報社会の問題解決に取り組む民間の独立研究機関を目指したからである。具体的には、会員企業や団体を募り、研究員を委嘱し、テーマごとにタスクフォースを設置して、広く意見交換を行いながら検討を深め問題解決や政策提言を行うべく、現在、個人情報保護、自治体情報法、EU情報法、オンライン広告、サイバーセキュリティ、資金決済法、通信行政、青少年ネット利用環境、情報と民法の9つのタスクフォースからスタートしている。

なお、多様な意見を有する研究者、企業及び消費者保護等の関係者が集うことから、政策提言やパブリックコメントについては、役員及び研究員の発意で行い、研究所としての機関決定は行わずに、賛同する役員及び研究員が個人の立場で連名の上、発信することとした。

今日、少子高齢人口減少社会を背景に公的年金、医療保険、介護保険など社会保障制度の持続可能性が危ぶまれており、社会保障の給付減と国民の負担増は回避し難い構造にある。こうした中で社会保障と税の一体改革が構想され、マイナンバー制度が導入された。悉皆性と唯一無二性を有する強力な公的個人識別子の登場により国家による国民の各種個人データの制度横断的な名寄せ機能が大きく向上することで、国民のプライバシーの権利が侵害される脅威が高まっている。権力濫用の危険性に対する懸念は極めて正当な感覚であるが、それは新しいものだけではなく、電算化された戸籍のシステムにも向けられなければならない。またそれは行政だけではなく、立法や司法、地方公共団体にも向けられなければならない。また、識別子に着目するのであれば、民間部門におけるそれも対象に検討されなければならない。リスクに備えることも重要であるが、既に起きているスノー

デン事件などプリズムの問題からも目をそらしてはならない。さらには、ある種タブー視されてきた国防問題、特に我々はサイバー・ウォーに備え、諜報活動の必要性についても直視していかねばならない。そこを捉えることなしには法律によってそれを統制することもまた困難になるからである。

当研究所は、政財官民のネットワークのハブとなる機能を担い情報社会の公共的課題の解決に具体的に貢献できる実践的な活動を行っていきたいと思っているが、あくまでもその軸足は学にあるという意味で、2016年12月の理事会に先立ち理事、評議員が発起人となって、情報法制学会を立ち上げた。ここでは具体的政策実現の活動とは離れて、純粹に学術団体として研究活動に専心していく場とした。当研究所はその事務局として運営を支援する役割を担うことになるが、共に情報社会の健全な発展に資する活動になるよう努めていきたいと思っている。